(七)　(四)又は(五)に定める物を含有する大麻草の種子若しくは成熟した茎又はそれらの製品（大麻草の種子又は成熟した茎としての形状を有しないもの及び麻薬を人為的に含有させたものを除く。）を、麻薬から除外するものとした。（別表第一第七八号ハ関係）

2　免許に関する事項

(一)　麻薬輸入業者等の免許について、暴力団員等及び暴力団員等がその事業活動を支配する者に該当する者には、当該免許を与えないことができるものとした。（第三条第三項関係）

(二)　向精神薬輸入業者等の免許について、(一)に準じた改正を行うものとした。（第五〇条第二項第二号関係）

3　麻薬の譲渡し等に関する事項（第二四条第一項第四号～第六号、第二六条第一項及び第三項、第二八条第一項第三号～第五号、第二九条並びに第三二条第一項関係）

(一)　大麻草採取栽培者又は大麻草研究栽培者が、大麻を他の大麻草採取栽培者若しくは大麻草研究栽培者又は麻薬研究施設の設置者に譲り渡すことを可能にすること等、大麻草採取栽培者又は大麻草研究栽培者の所持する大麻に関する規制に関する規定の整備を行うこととした。

(二)　第一種大麻草採取栽培者及び第二種大麻草採取栽培者について、(一)に準じた措置を講ずるものとした。

4　第一種大麻草採取栽培者及び第二種大麻草採取栽培者が大麻草の加工の過程において麻薬を製造することを可能とするものとした。（第二〇条第一項第二号関係）

四　施行期日等

1　検討

政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとした。（附則第二条関係）

2　経過措置

この法律の施行に関し必要な経過措置を定めることとした。（附則第三条～第八条及び第二九条関係）

3　施行期日

この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

## ◇官報の発行に関する法律（法律第八五号）（内閣府本府）

1　総則

この法律は、官報の発行主体、官報に掲載すべき事項、官報の発行の方法その他官報の発行に関し必要な事項を定めるものとした。（第一条関係）

2　官報の発行主体

官報の発行は、この法律の定めるところにより、内閣総理大臣が行うこととした。（第二条関係）

3　官報の掲載事項

(一)　官報による公布等（第三条関係）

(1)　日本国憲法改正、法律及び法律に基づく命令、条約並びに詔書の公布は、官報をもって行うこととした。

(2)　処分の要件を定める告示及びこれに類する告示の公示は、官報をもって行うこととした。

(二)　公布等事項以外で官報に掲載する事項（第四条関係）

(1)　官報には、(一)の規定により官報をもって行うこととされる公布又は公示の対象となる事項（以下「公布等事項」という。）のほか、法令の規定に基づき国の機関が行う告示の対象となる事項等を掲載するものとした。

(2)　官報には、公布等事項及び(1)の事項のほか、国の機関の諸活動に関する事項で、一般に周知させるべきもの等を掲載することができることとした。

4　官報の発行の方法等

(一)　官報の発行は、内閣総理大臣が、官報ファイルに記録された官報掲載事項（以下「電磁的官報記録」という。）について、内閣府令で定めるところにより、当該官報ファイルを電気通信回線に接続して行う自動公衆送信を利用して公衆が閲覧することができる状態に置く措置をとることにより行うこととした。（第五条関係）

(二)　官報ファイルに記録された公布等事項の3の(一)の規定による公布又は公示は、当該公布等事項に係る官報について(一)の規定による措置がとられた時に行われたものとすることとした。（第六条関係）

(三)　インターネットを利用することができない者への配慮の観点から、電磁的官報記録の掲示、書面等による官報掲載事項の提供等を行うこととした。（第七条、第九条及び第一〇条関係）

(四)　内閣総理大臣は、(一)の規定による措置をとったときは、必要かつ適当な期間として内閣府令で定める期間（以下「閲覧期間」という。）、継続して閲覧等のための措置をとるとともに、法令その他の内閣府令で定める事項については、閲覧期間等の経過後においても引き続いて当該措置をとることとした。（第八条関係）

(五)　内閣総理大臣は、災害等の事情が生じたことにより、(一)の規定による措置をとることができなくなったときは、内閣府令で定めるところにより、官報掲載事項を記載した書面を内閣府の掲示場に掲示することにより官報の発行を行うことができることとした。（第一一条関係）

5　雑則

(一)　内閣総理大臣は、官報の発行をしたときは、閲覧期間等が経過した後速やかに、内閣府令で定めるところにより、当該官報に係る情報を記録した電磁的記録を独立行政法人国立公文書館が設置する公文書館に移管することとした。（第一三条関係）

(二)　内閣総理大臣は、内閣府令で定めるところにより、書面等による官報掲載事項の提供等を、内閣府令で定める要件を備える者に委託することができることとし、受託者に秘密保持義務を課すこと等とした。（第一四条関係）

(三)　書面等による提供等を受ける者は、当該書面等による提供等に係る実費を勘案して内閣府令で定める額の手数料を国又は受託者に納めなければならないこととした。（第一五条関係）

(四)　内閣総理大臣以外の者が、電磁的官報記録の全部が記録されたデータベースであって、当該データベースに記録された情報が他に提供されることが予定されているものを構成しようとするときは、内閣総理大臣の承認を受けなければならないこととした。（第一六条関係）

6　罰則

罰則について所要の規定を設けることとした。（第一八条～第二一条関係）

7　附則

(一)　この法律の施行に関し必要な経過措置を定めることとした。（附則第二条～第六条関係）

(二)　政府は、この法律の施行後七年を経過した場合において、この法律の施行の状況、デジタル社会の形成の状況等を勘案し、官報の発行に係る手続等の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとした。（附則第七条関係）

(三)　この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとした。

## ◇官報の発行に関する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（法律第八六号）（内閣府本府）

1　官報の発行に関する法律の施行に伴い、鉄道抵当法ほか六の関係法律について規定の整備を行うとともに、所要の経過措置を定めることとした。

2　この法律は、一部の規定を除き、官報の発行に関する法律の施行の日から施行することとした。